

指定通所介護事業所等における宿泊サービス  
「自己点検一覧表」(指針)

点検年月日	
事業所名	
法人名	
点検者職氏名	
備考	

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	点検書類等
第1 総則 1 宿泊サービスの提供	(1) 宿泊サービス事業者は、利用者の心身の状況により、若しくは利用者の家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に居宅において日常生活を営むのに支障がある者を対象に、宿泊サービスを提供しているか。	適・否	指針第1の3(1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・概況説明</li> <li>・定款、寄付行為等</li> <li>・運営規程</li> <li>・パンフレット等</li> <li>・利用者に関する記録</li> <li>・サービス提供記録</li> </ul>
	(2) 宿泊サービス事業者は、(1)の趣旨に鑑み、緊急時又は短期的な利用に限って、宿泊サービスを提供しているか。  利用者の日常生活上の世話をを行う家族の疾病等のやむを得ない事情により連続した利用が予定される場合においては、法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者又は法第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者と密接に連携を図った上で、他の介護保険サービス等への変更も含め、利用者の心身の状況や利用者の家族の事情等に応じたサービス提供を検討しているか。	適・否	指針第1の3(2)	
	(3) (2)の連続した利用については、短期入所生活介護等の考え方に準じて、連続利用日数が30日を超えていないか。	適・否	指針第1の3(3)	
2 宿泊サービス事業者の責務	(1) 宿泊サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立った宿泊サービスの提供に努めているか。	適・否	指針第1の4(1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・組織図</li> <li>・運営規程</li> <li>・宿泊サービス計画書</li> <li>・サービス提供記録</li> </ul>
	(2) 宿泊サービス事業者は、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を継続できるよう、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話に係るサービスの提供を行っているか。	適・否	指針第1の4(2)	
	(3) 宿泊サービス事業者は、宿泊サービスが位置付けられた居宅サービス計画又は介護予防サービス計画（以下「居宅サービス計画等」という。）に沿って、宿泊サービスの提供を希望する利用者に対し、宿泊サービスを提供しているか。  宿泊サービス事業者は、宿泊サービスの提供に際し、利用者の状況や宿泊サービスの提供内容について、指定居宅介護支援事業者等と必要な連携を行っているか。  居宅サービス計画等への宿泊サービスの位置付けは、指定居宅介護支援事業者等の介護支援専門員等により、あらかじめ利用者の心身の状況、家族の状況、他の介護保険サービスの利用状況を勘案し適切なアセスメントを経たものでなければならず、安易に居宅サービス計画等に位置付けていないか。	適・否	指針第1の4(3)	
	(4) 宿泊サービス事業者は、宿泊サービスの提供及び運営に当たっては、建築基準法（昭和25年法律第201号）、消防法（昭和23年法律第186号）、労働基準法（昭和22年法律第49号）その他の法令等を遵守しているか。	適・否	指針第1の4(4)	

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	点検書類等
第2 人員に関する 指針 1 従業者の員数	宿泊サービス事業者が、宿泊サービス事業所ごとに置くべき宿泊サービス従業者の員数及び資格は次のとおりとなっているか。			
介護職員及び看護職員	(1) 宿泊サービスの提供内容に応じ必要数を確保することとし、宿泊サービスの提供を行う時間帯を通じて、夜勤職員として介護職員又は看護職員（看護師又は准看護師をいう。）を常時1人以上確保しているか。	適・否	指針第2の1(1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・従業員に関する名簿</li> <li>・職員勤務表</li> <li>・通所介護記録</li> <li>・職員履歴書</li> <li>・資格証の写し</li> </ul>
	(2) 介護職員については、介護福祉士の資格を有する者、実務者研修又は介護職員初任者研修を修了した者であることが望ましいこと。なお、それ以外の介護職員にあっても、介護等に対する知識及び経験を有する者であること。	適・否	指針第2の1(2)	
	(3) 食事の提供を行う場合は、食事の介助等に必要な員数を確保しているか。	適・否	指針第2の1(3)	
	(4) 緊急時に対応するための職員の配置又は提供時間帯を通じた連絡体制の整備を行っているか。	適・否	指針第2の1(4)	
2 責任者	宿泊サービス事業者は、宿泊サービス従業者の中から責任者を定めているか。	適・否	指針第2の2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運営規程</li> <li>・発令簿</li> </ul>
第3 設備に関する 指針 1 利用定員	宿泊サービス事業所の利用定員は、当該指定通所介護事業所等の運営規程に定める利用定員の2分の1以下かつ9人以下となっているか。ただし、宿泊室の基準を満たす範囲とすること。	適・否	指針第3の1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・届出書</li> <li>・運営規程</li> </ul>
2 設備及び備品等 (1) 必要な設備及び備品等	宿泊サービス事業所は、宿泊室及び消火設備その他の非常災害に際して必要な設備、宿泊サービスを提供するにあたり適切な寝具等の必要な備品を備え、当該指定通所介護事業所等の運営に支障がないよう適切に管理しているか。	適・否	指針第3の2(1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・届出書</li> <li>・平面図</li> <li>・運営規程</li> <li>・設備、備品台帳</li> </ul>
	当該指定通所介護事業所等の設備及び備品等を使用する場合は、当該指定通所介護事業所等の利用者のサービス提供に支障がない範囲で使用しているか。	適・否		
(2) 宿泊室	(1) 宿泊室の定員は、1室あたり1人となっているか。ただし、利用者の希望等により処遇上必要と認められる場合は、2人とするができるものとする。	適・否	指針第3の2(2)①ア	<ul style="list-style-type: none"> <li>・届出書</li> <li>・平面図</li> <li>・運営規程</li> </ul>
	(2) 宿泊室の床面積は、1室あたり7.43平方メートル以上としているか。	適・否	指針第3の2(2)①イ	
	(3) (1)及び(2)を満たす宿泊室（以下「個室」という。）以外の宿泊室を設ける場合、個室以外の宿泊室の定員は、1室あたり4人以下とすること。	適・否	指針第3の2(2)①ウ	

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	点検書類等
	<p>(4) 個室以外の宿泊室の面積を合計した面積は、7.43平方メートルに宿泊サービスの利用定員から個室の定員数を減じた数を乗じて得た面積以上とするものとし、その構造は利用者のプライバシーが確保されたものとしているか。</p> <p>なお、プライバシーが確保されたものとは、例えば、パーティションや家具などにより利用者同士の視線の遮断が確保されるものである必要があるが、壁やふすまのような建具まで要するものではないこと。</p> <p>利用者の希望等により処遇上必要と認められる場合を除き、男女が同室で宿泊することがないように配慮しているか。</p>	<p>適・否</p> <p>適・否</p>	指針第3の2(2)①エ	
(3) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備	消防法その他の法令等に規定された設備を確実に設置しているか。	適・否	指針第3の2(2)②	
第4 運営に関する基準	宿泊サービス事業者は、宿泊サービス提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、責任者の氏名、宿泊サービス従業者の勤務体制その他の利用申込者の宿泊サービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、宿泊サービスの内容及び利用期間等について利用申込者の同意を得ているか。	適・否	指針第4の1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運営規程</li> <li>・説明文書</li> <li>・利用申込書</li> <li>・同意に関する記録</li> </ul>
1 内容及び手続の説明及び同意				
2 宿泊サービス提供の記録	宿泊サービス事業者は、宿泊サービスを提供した際には、提供日、提供した具体的な宿泊サービスの内容及び利用者の心身の状況その他必要な事項を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しているか。	適・否	指針第4の2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サービス提供票、別表</li> <li>・居宅サービス計画書</li> <li>・業務日誌</li> </ul>
3 宿泊サービスの取扱方針	<p>(1) 宿泊サービス事業者は、利用者が法第41条第1項に規定する居宅要介護被保険者の場合においては、要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を妥当かつ適切に行っているか。</p> <p>また、利用者が法第53条第1項に規定する居宅要支援被保険者の場合においては、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たっているか。</p>	<p>適・否</p> <p>適・否</p>	指針第4の3(1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・宿泊サービス計画書</li> <li>・使用しているパンフレット等</li> <li>・評価を実施した記録</li> <li>・身体拘束に関する記録</li> </ul>
	(2) 宿泊サービス事業者は、宿泊サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、宿泊サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っているか。	適・否	指針第4の3(2)	
	(3) 宿泊サービス事業者は、宿泊サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急かつやむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならないか。	適・否	指針第4の3(3)	
	(4) 宿泊サービス事業者は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急かつやむを得ない理由を記録しているか。	適・否	指針第4の3(4)	
	(5) 宿泊サービス事業者は、自らその提供する宿泊サービスの質の評価を行い、常にその改善を図っているか。	適・否	指針第4の3(5)	

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	点検書類等
4 宿泊サービス計画の作成	(1) 宿泊サービス事業者は、宿泊サービスを概ね4日以上連続して利用することが予定されている利用者については、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境等を踏まえて、利用者が利用する指定通所介護事業所等におけるサービスとの継続性に配慮して、当該利用者の指定居宅介護支援事業者等と連携を図った上、具体的なサービスの内容等を記載した宿泊サービス計画を作成しているか。  4日未満の利用であっても反復的、継続的に利用することが予定されている利用者については、宿泊サービス計画を作成し宿泊サービスを提供しているか。	適・否	指針第4の4(1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・宿泊サービス計画書</li> <li>・計画作成の打ち合わせに関する記録</li> <li>・居宅サービス計画</li> </ul>
	(2) 宿泊サービス事業者は、計画の作成に当たっては、居宅サービス計画等に沿って作成し、宿泊サービスの利用が長期間とならないよう、居宅介護支援事業者等と密接に連携を図っているか。	適・否	指針第4の4(2)	
	(3) 宿泊サービス事業者は、計画の作成に当たっては、その内容について、利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得るとともに、作成した計画を利用者に交付しているか。	適・否	指針第4の4(3)	
5 介護	(1) 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行っているか。	適・否	指針第4の5(1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・宿泊サービス計画</li> <li>・利用者台帳</li> <li>・利用者に関する記録</li> <li>・勤務体制表</li> <li>・利用者に関する記録</li> </ul>
	(2) 宿泊サービス事業者は、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行っているか。	適・否	指針第4の5(2)	
	(3) 宿泊サービス事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えているか。	適・否	指針第4の5(3)	
	(4) 宿泊サービス事業者は、(1)から(3)までに定めるほか、利用者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行っているか。	適・否	指針第4の5(4)	
6 食事の提供	(1) 宿泊サービス事業者は、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を適切な時間に提供しているか。	適・否	指針第4の6(1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・献立表</li> <li>・嗜好に関する調査</li> </ul>
	(2) 宿泊サービス事業者は、利用者が可能な限り離床して、食堂で食事を摂ることを支援しているか。	適・否	指針第4の6(2)	
7 健康への配慮	宿泊サービス事業者は、当該指定通所介護事業所等において把握している利用者の健康に関する情報に基づき、必要に応じて主治の医師や指定居宅介護支援事業者等と連携し、常に利用者の健康の状況に配慮して適切な宿泊サービスを提供しているか。	適・否	指針第4の7	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者に関する記録</li> </ul>
8 相談及び援助	宿泊サービス事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っているか。	適・否	指針第4の8	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運営規程</li> <li>・利用者に関する記録</li> <li>・相談簿等</li> </ul>
9 緊急時等の対応	宿泊サービス事業者は、現に宿泊サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ協力医療機関を定めている場合は、協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。	適・否	指針第4の9	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運営規程</li> <li>・連絡体制に関する書類</li> <li>・契約書</li> </ul>

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	点検書類等
10 運営規程	<p>宿泊サービス事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（運営規程）を定めているか。</p> <p>① 事業の目的及び運営の方針  ② 従業者の職種、員数及び職務の内容  ③ サービス提供日及びサービス提供時間  ④ 利用定員  ⑤ 宿泊サービス内容及び利用料その他の費用の額  ⑥ 宿泊サービス利用に当たっての留意事項  ⑦ 緊急時等における対応方法  ⑧ 非常災害対策  ⑨ その他運営に関する重要事項</p>	適・否	指針第4の10	・運営規程
11 勤務体制の確保等	(1) 宿泊サービス事業者は、利用者に対し適切な宿泊サービスを提供できるよう、宿泊サービス従業者の勤務の体制を定めているか。	適・否	指針第4の11(1)	・就業規則 ・運営規程 ・雇用契約書 ・勤務表 ・業務委託契約書 ・勤務時間が確認できる書類 ・賃金台帳
	(2) 宿泊サービス事業者は、当該宿泊サービス従業者によって宿泊サービスを提供しているか。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではない。	適・否	指針第4の11(2)	
	(3) 宿泊サービス事業者は、宿泊サービス従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。	適・否	指針第4の11(2)	・研修受講修了証明書 ・研修計画・出張命令 ・研修会資料
12 定員の遵守	宿泊サービス事業者は、運営規程に定める利用定員を超えて宿泊サービスの提供を行ってはいないか。	適・否	指針第4の12	・利用者名簿 ・運営規程
13 非常災害対策	<p>宿泊サービス事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び地域住民等との連携体制を整備し、それらを定期的に宿泊サービス従業者に周知するとともに、定期的に夜間を想定した避難、救出その他必要な訓練を行っているか。</p> <p>※ 別紙により詳細確認</p>	適・否	指針第4の13	・消防計画 （消防計画に準ずる計画） ・訓練記録
14 衛生管理等	(1) 宿泊サービス事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じているか。	適・否	指針第4の14(1)	・受水槽の清掃記録 ・衛生マニュアル等 ・食中毒防止等の研修記録簿
	(2) 宿泊サービス事業者は、当該宿泊サービス事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めているか。	適・否	指針第4の14(2)	・保健所の指導等に関する記録
15 掲示	宿泊サービス事業者は、当該宿泊サービス事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、責任者の氏名、宿泊サービス従業者等の勤務の体制、苦情処理の概要、緊急時の避難経路その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。	適・否	指針第4の15	・掲示物

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	点検書類等
16 秘密保持等	(1) 宿泊サービス従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。	適・否	指針第4の16(1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就業時の取り決め等の記録</li> <li>・利用者の同意書</li> <li>・実際に使用された文書等（会議資料等）</li> </ul>
	(2) 宿泊サービス事業者は、宿泊サービス従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じているか。	適・否	指針第4の16(2)	
	(3) 宿泊サービス事業者は、指定居宅介護支援事業者等との連携において、宿泊サービス事業所における利用者の個人の情報をを用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報をを用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書により得ているか。	適・否	指針第4の16(3)	
17 広告	宿泊サービス事業者は、宿泊サービス事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとしていないか。 また、介護保険サービスとは別のサービスであることを明記しているか。	適・否	指針第4の17	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パンフレット等</li> <li>・ポスター等</li> <li>・広告</li> </ul>
18 苦情処理	(1) 宿泊サービス事業者は、提供した宿泊サービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。	適・否	指針第4の18(1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運営規程</li> <li>・掲示物</li> <li>・苦情に関する記録</li> <li>・指導等に関する記録</li> </ul>
	(2) 宿泊サービス事業者は、苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。	適・否	指針第4の18(2)	
19 事故発生時の対応	(1) 宿泊サービス事業者は、利用者に対する宿泊サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。	適・否	指針第4の19(1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事故対応マニュアル</li> <li>・事故記録</li> </ul>
	(2) 前項の事故が利用者の死亡事故その他重大な事故であるときは、宿泊サービス事業者は、速やかに道に報告しているか。	適・否	指針第4の19(2)	
	(3) 宿泊サービス事業者は、(1)及び(2)の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しているか。	適・否	指針第4の19(3)	
	(4) 宿泊サービス事業者は、利用者に対する宿泊サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。	適・否	指針第4の19(4)	
20 宿泊サービスを提供する場合の届出	(1) 指定通所介護事業所等が指定通所介護等の提供以外の目的で、指定通所介護事業所等の設備を利用し、宿泊サービスを提供する場合には、宿泊サービスの内容を宿泊サービスの提供開始前に当該指定通所介護事業者等に係る指定を行った道に届け出ているか。 なお、当該届出については別紙様式及び添付書類（平面図、重要事項を記した文書及び運営規程）に基づいて行うこととし、当該届出内容は法第115条の35の介護サービス情報の基本情報にも追加していることから、道に報告すること。	適・否	指針第4の20(1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・届出書（変更・届出書）</li> </ul> <p>【通所介護「自己点検一覧表」の第3(4)「宿泊サービスの届出」と一致すること】</p>
	(2) 指定通所介護事業者等は(1)で届け出た内容に変更があった場合は、別紙様式に基づき、変更の事由が生じてから10日以内に道に届け出ているか。	適・否	指針第4の20(2)	
	(3) 指定通所介護事業者等は、当該宿泊サービスを休止又は廃止する場合には、別紙様式により、その休止又は廃止の日の1月前までに道に届け出ているか。	適・否	指針第4の20(3)	

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	点検書類等
21 調査への協力等	宿泊サービス事業者は、提供した宿泊サービスに関し、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当かつ適切な宿泊サービスが行われているかどうかを確認するために道が行う調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合には必要な改善を行っているか。	適・否	指針第4の21	
22 記録の整備	(1) 宿泊サービス事業者は、従業者、設備、備品に関する諸記録を整備しているか。	適・否	指針第4の22(1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・従業者、設備、備品に関する諸記録</li> <li>・宿泊サービス提供に関する記録</li> <li>・身体拘束に関する記録</li> <li>・宿泊サービス計画</li> <li>・苦情に関する記録</li> <li>・事故報告書</li> </ul>
	(2) 宿泊サービス事業者は、利用者に対する宿泊サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しているか。  ① 2に定める具体的な宿泊サービス提供の内容等の記録 ② 3(4)に定める身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 ③ 4に定める宿泊サービス計画 ④ 18(2)に定める苦情の内容等の記録 ⑤ 19(3)に定める事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	適・否	指針第4の22(2)	

指定通所介護事業所における宿泊サービス「自己点検一覧表」(指針)

別紙(火災を含めた自然災害等の防災対策に係る確認事項)

確認項目	確認事項	点検結果	関係書類	根拠法令																					
消防計画等	<p>1 地震・津波等の自然災害を含めた消防計画目若しくは前記の自然災害を想定した非常災害計画(以下「消防計画等」という。)を別に定めているか。</p> <p>■想定している自然災害の有無</p> <table border="1"> <tr> <td>地震</td> <td>有・無</td> <td>風水害</td> <td>有・無</td> <td rowspan="2">その他 (具体的に)</td> </tr> <tr> <td>津波</td> <td>有・無</td> <td>土砂災害</td> <td>有・無</td> </tr> </table> <p>※消防計画等とは別に自然災害に関するマニュアル等を整備している場合は「有」。</p>	地震	有・無	風水害	有・無	その他 (具体的に)	津波	有・無	土砂災害	有・無	いる	いない	消防計画策定届出書 防災計画(マニュアル)等												
地震	有・無	風水害	有・無	その他 (具体的に)																					
津波	有・無	土砂災害	有・無																						
	<p>2 消防計画等に基づく避難訓練及び消火訓練は、適切に行っているか。</p> <p>■直近1年間の避難訓練の実施状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>訓練項目</th> <th>実施日</th> <th>実施回数</th> <th>左記のうち自然災害を想定した訓練の実施回数</th> <th>消防機関との協力のもとでの実施回数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難訓練</td> <td>(H.....)(H.....) (H.....)(H.....)</td> <td>回</td> <td>回</td> <td>回</td> </tr> </tbody> </table> <p>避難訓練のうち年1回以上は夜間(又は夜間想定)訓練を行っているか。(通所の事業所を除く) ・(いる) また、自然災害を想定した避難訓練を実施しているか。 ・(いない)</p> <p>■直近1年間の避難訓練の実施状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>訓練項目</th> <th>実施日</th> <th>実施回数</th> <th>左記のうち自然災害を想定した訓練の実施回数</th> <th>消防機関との協力のもとでの実施回数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>夜間想定訓練</td> <td>(H.....)(H.....) (H.....)(H.....)</td> <td>回</td> <td>回</td> <td>回</td> </tr> </tbody> </table>	訓練項目	実施日	実施回数	左記のうち自然災害を想定した訓練の実施回数	消防機関との協力のもとでの実施回数	避難訓練	(H.....)(H.....) (H.....)(H.....)	回	回	回	訓練項目	実施日	実施回数	左記のうち自然災害を想定した訓練の実施回数	消防機関との協力のもとでの実施回数	夜間想定訓練	(H.....)(H.....) (H.....)(H.....)	回	回	回	いる	いない	避難訓練結果記録	消防法施行規則第3条
訓練項目	実施日	実施回数	左記のうち自然災害を想定した訓練の実施回数	消防機関との協力のもとでの実施回数																					
避難訓練	(H.....)(H.....) (H.....)(H.....)	回	回	回																					
訓練項目	実施日	実施回数	左記のうち自然災害を想定した訓練の実施回数	消防機関との協力のもとでの実施回数																					
夜間想定訓練	(H.....)(H.....) (H.....)(H.....)	回	回	回																					
組織体制	<p>3 自然災害発生時の避難体制(避難場所、避難経路等)、職員の任務分担、緊急連絡体制について明確し、職員・利用者に周知徹底されているか。</p> <table border="1"> <tr> <td>避難場所 ( )</td> <td>任務分担の有無</td> <td>有・無</td> </tr> <tr> <td>避難経路 ( )</td> <td>動員計画の有無</td> <td>有・無</td> </tr> <tr> <td>避難方法(用具)( )</td> <td>夜間の避難誘導体制</td> <td>有・無</td> </tr> <tr> <td colspan="3">職員・利用者への周知方法 ( )</td> </tr> </table>	避難場所 ( )	任務分担の有無	有・無	避難経路 ( )	動員計画の有無	有・無	避難方法(用具)( )	夜間の避難誘導体制	有・無	職員・利用者への周知方法 ( )			いる	いない	非常時連絡網									
避難場所 ( )	任務分担の有無	有・無																							
避難経路 ( )	動員計画の有無	有・無																							
避難方法(用具)( )	夜間の避難誘導体制	有・無																							
職員・利用者への周知方法 ( )																									
緊急連絡体制の整備	<p>4 自然災害時の関係機関への通報及び連携体制は整備されているか。</p> <p>① 避難場所や避難経路の設定等は、所在市町村の地域防災計画や津波ハザードマップ等と整合性を図るなど、市町村と連携して取り組んでいるか。 ・(いる) ・(いない)</p> <p>② 緊急時における情報伝達の手段、方法について、日頃から市町村との連携体制は整備されているか。 ・(いる) ・(いない)</p>	いる	いない	連絡体制表																					
防災教育の実施	<p>5 職員や利用者に対し、自然災害についての基礎的な知識や非常災害計画の理解を高めるための防災教育(研修を含む)を実施しているか。 ・(いる) ・(いない)</p> <p>具体例 ( )</p>			職員研修記録等																					
地域住民等との協力	<p>6 近隣住民及び近隣施設との協力体制が確保されているか。 ・(いる) ・(いない)</p> <p>具体例 ( )</p>																								